

第1回理事会議事録

1. 開催日時 平成29年6月9日(金) 午前11時～午前11時40分
2. 開催場所 静岡 新聞放送会館10階会議室
3. 理事の総数 7名
4. 出席した理事数 6名
内訳 大石 剛(議長兼議事録作成者)
渡辺 忠晃・鈴木 善彦・和田 秀樹・松井 妙子・小野田 全宏
出席した監事数 1名
内訳 芝田 佳明

5. 議長選任の経過

定刻、事務局より定款に議長選出の規定がない為、当会の議長として代表理事大石剛を議長候補とする旨を議場に提案したところ出席者全員の賛同を得た為、代表理事大石剛を議長に選出。議長は、当理事会は理事7名中6名の出席により、決議に必要な定款第31条第1項の規定の定足数を満たして、適法に成立した旨を述べた。続いて議長は定款第32条第2項の規定により代表理事と監事が議事録署名人となる旨を述べ、直ちに議案の審議に入った。

6. 議事の経過及び議案別議決の結果

第1号議案 平成28年度事業報告書並びに収支計算書及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等案承認の件

議長は本件を上程し、議案の説明を業務執行理事渡辺忠晃(以下、事務局という)に求めた。事務局は平成28年度事業報告書を説明した後、収支計算書及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等を一括朗読し詳細な説明を行った。議長は次に監事の監査結果の報告を求めた。監事芝田佳明が5月25日に事務局立ち合いのもと業務及び会計監査を実施し、監査報告書にある監査意見の内容のとおりであると報告した。

議長はこれに関し質疑および意見の開陳を求めたが、特に発言者がなく、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決確定した。

第2号議案 理事改選の件

議長は本件を上程し、議案の説明を事務局に求めた。事務局は定時評議員会終結と同時に任期満了で理事の改選となる旨を告げた。その上で、定時評議

員会には、理事候補として大石剛、渡辺忠晃、鈴木善彦、和田秀樹、松井妙子、小野田全宏、落合偉洲の重任と新任として静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団 大村治を加え上申したい旨を提案した。議長はこれを議場に諮ったところ、全員異議なく賛同したため定款15条1項、および、21条1項により定時評議員会での選出を上申することとした。

また、6月29日の定時評議員会終了後に第2回を開催し、議案として代表理事及び業務執行理事を選定する。尚、その候補者として代表理事候補として大石 剛、業務執行理事大村 治を選定をすることを提案した。議長はこれに関し質疑及び意見の開陳を求めたが、特に発言者がなく、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

第3号議案 定時評議員会の開催の件

議長は本件を上程し、議案の説明を事務局に求めた。事務局は6月29日(木)午前11時より静岡市駿河区登呂3丁目1番1号 静岡 新聞放送会館10階会議室で定時評議員会を開催する案を提出した。議長はこれに関し質疑及び意見の開陳を求めたが、特に発言者がなく、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

第4号議案 公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団「個人情報管理規程」、「匿名加工情報取扱規程」承認の件

議長は本件を上程し、議案の説明を事務局に求めた。事務局は5月30日に「個人情報の保護に関する法律」が改正されたこと、法改正の主要点として、①新たに「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」を導入。②個人情報の第三者提供と受け入れ厳格化が図られた、外国の第三者への提供を規定。③事業活動に個人情報データベース等を利用するすべての事業者が個人情報取扱事業者となり法律の義務規定が課せられることとなった。④個人情報本人からの訂正等の要望が「請求権」として認められ、訴訟等に関する条文が設けられた。⑤罰則が強化された⑥マイナンバーと合わせて2つの法律を監督する機関として「個人情報保護委員会」が設置されたことを説明した。また、これに伴い「個人情報管理規程」「匿名加工情報取扱規程」の整備が必要があると述べたうえで、新たに作成した2種類の規定を説明し、5月30日付で施行したいと述べた。

議長はこれに関し質疑及び意見の開陳を求めたが、特に発言者がなく、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

第5議案 災害救援活動への助成支援事業について

議長は本件を上程し、議案の説明を事務局に求めた。事務局は3月30日に行われた評議員会で、これまで行ってきた日本赤十字社へ寄付全額を贈る「義援金」の他に、県内のボランティア団体の被災地支援の活動を応援する「支援金」を新設してはどうかとの提案があり、全員が賛同し、定款第29条1項により理事会へ判断が委ねられた。公益認定移行時の申請内容とも関連があり、県教育委員会と協議したところ、義援金を日本赤十字社への全額寄付することのみが内閣府のガイドラインに明記されており、当財団が独自に支援金事業を行うことは公益認定制度を否定することとなり、認定の取り消しを含め大きなペナルティを覚悟しなければならないことがわかった。また、税額控除上の問題として、仮に残金や募集期間終了後に追加で来てしまった支援金などがある場合、返金不可の状況で複雑な残金処理を行わなければならないことや、これらを行った説明を収納団体の責任として行わなければならないなど想定外の指摘をうけた。

定款第37条1項により当財団の公告は電子公告で行うこととなっている。そこで、今後災害救援活動への助成支援を行う場合、当財団のホームページなどでの公告に県内のボランティア団体が支援金を集めている旨を必ず表記するなど支援する方式をとりたいと提案した。議長はこれに関し質疑及び意見の開陳を求めたが、特に発言者がなく、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

7. 報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

議長は、報告を事務局に求めた。事務局は別紙に記載の通り代表理事及び業務執行理事の職務執行状況を報告した。議長がこの報告を議場にはかったところ、全員異議なくこれを承認した。

議長は以上をもって本日の理事会の議案の審議及び報告は全て終了したことを告げて閉会を宣した。時に午前11時40分であった。上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするために、議事録署名人において、次に署名押印する。

平成29年6月9日

公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団第1回理事会

代表理事 大石 剛



監事 芝田 佳明

